

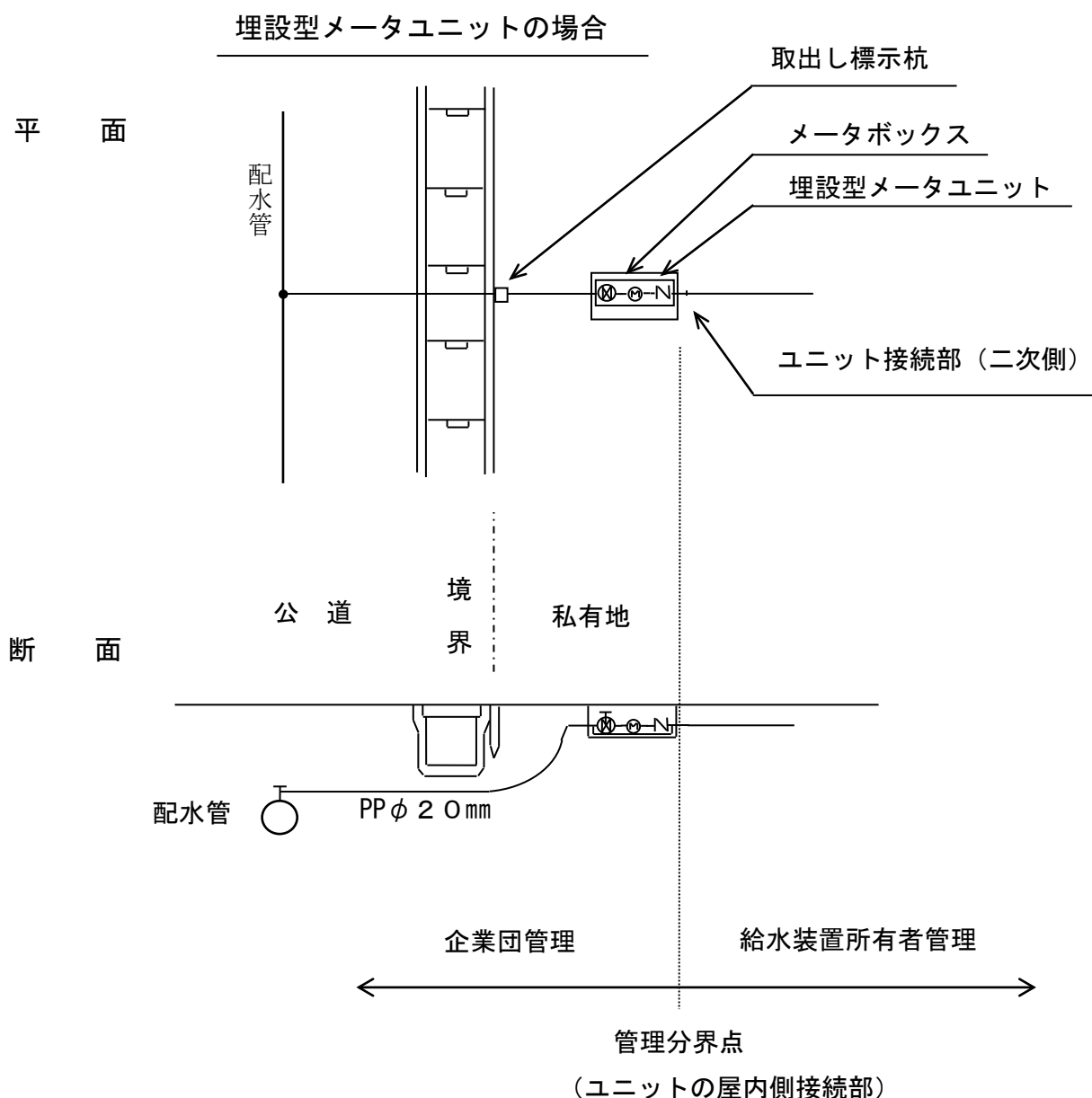
第2章 管理

1 管理分界点

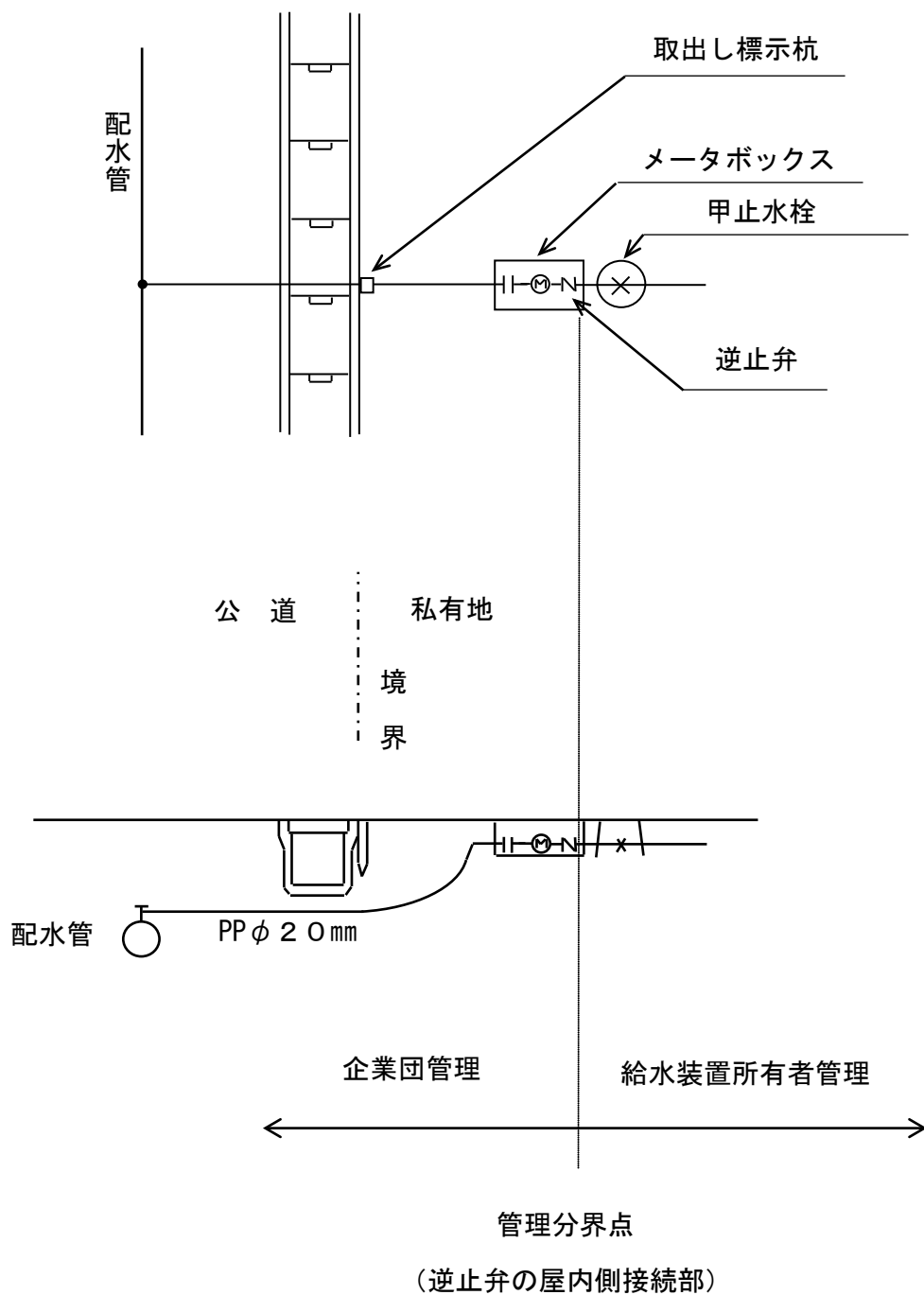
- (1) 公道分岐部より逆止弁又はメータユニットの下流側メタルパッキンまでは企業団、それより宅内側はその給水装置所有者が管理すること。また、受水槽を有する建物についても同様とする。
- (2) 前項の分岐において複数メータを設置する必要を認めた場合の管理分界点は、公道分岐部より私有地内共用止水栓（3階直圧給水の場合は、共用止水栓直後の逆止弁）又はボール式止水栓までは企業団、それより宅内側はその給水装置所有者又は使用者が管理する。

なお、メータボックスについては水道法上の給水装置には含まれないため、給水装置所有者が管理する。

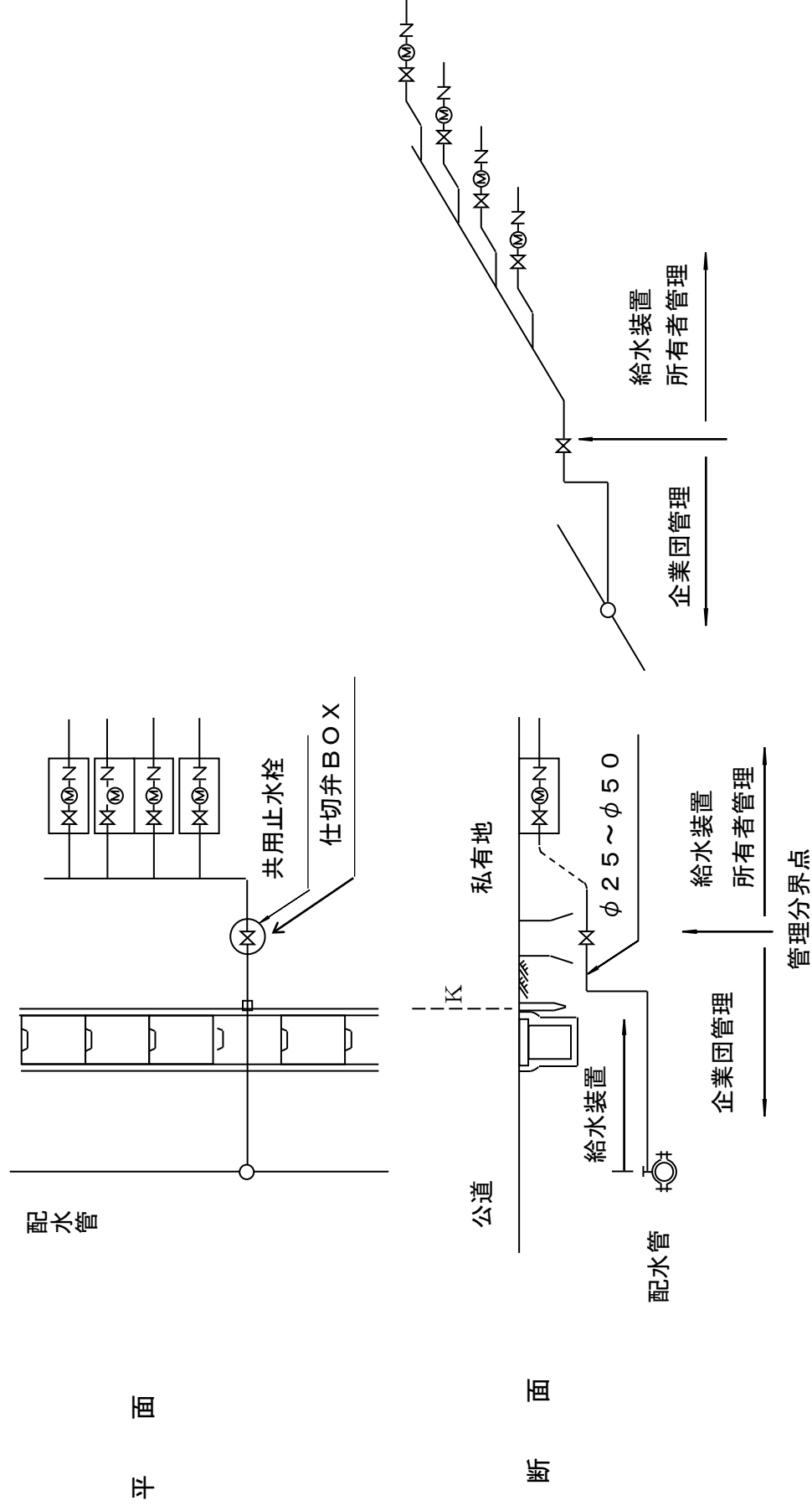
《 参考例 》



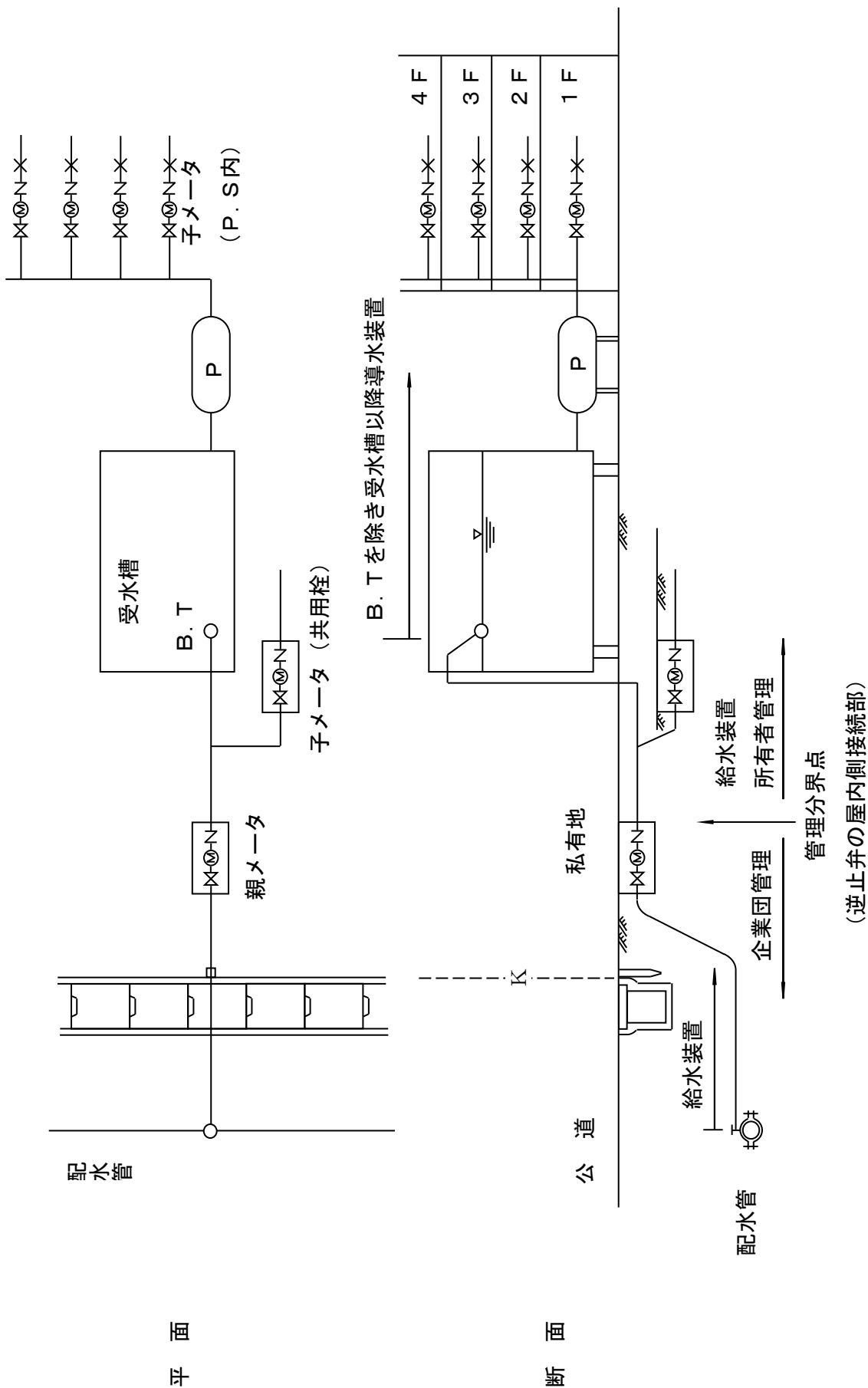
埋設型メータユニット採用以前のタイプ



集合住宅（直圧）の管理分界点（ $\phi 25\text{mm} \sim \phi 50\text{mm}$ ）



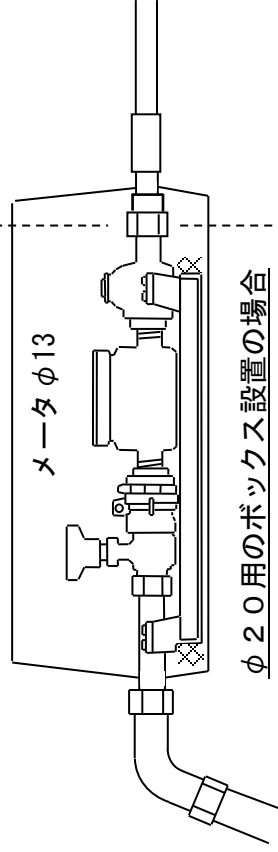
集合住宅（貯水槽）の管理分界点



メータユニット維持管理分界点

管理分界点
(ユニットの屋内側接続部)

φ13用メータユニット

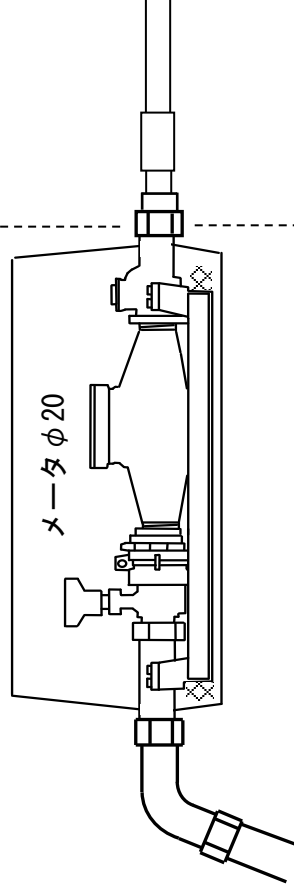


企業団維持管理

お客様維持管理

管理分界点
(ユニットの屋内側接続部)

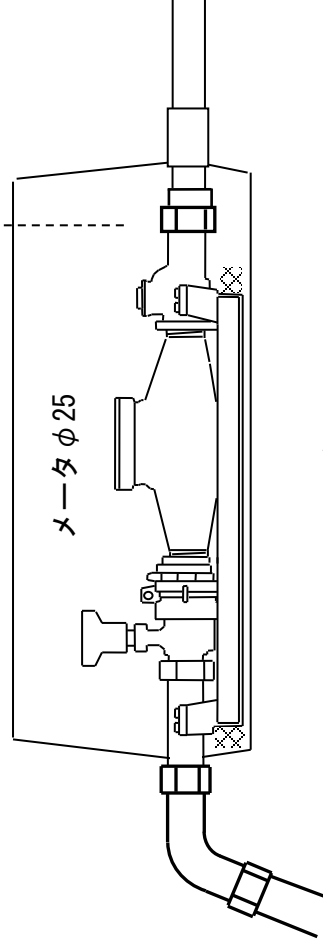
φ20用メータユニット



企業団維持管理

お客様維持管理

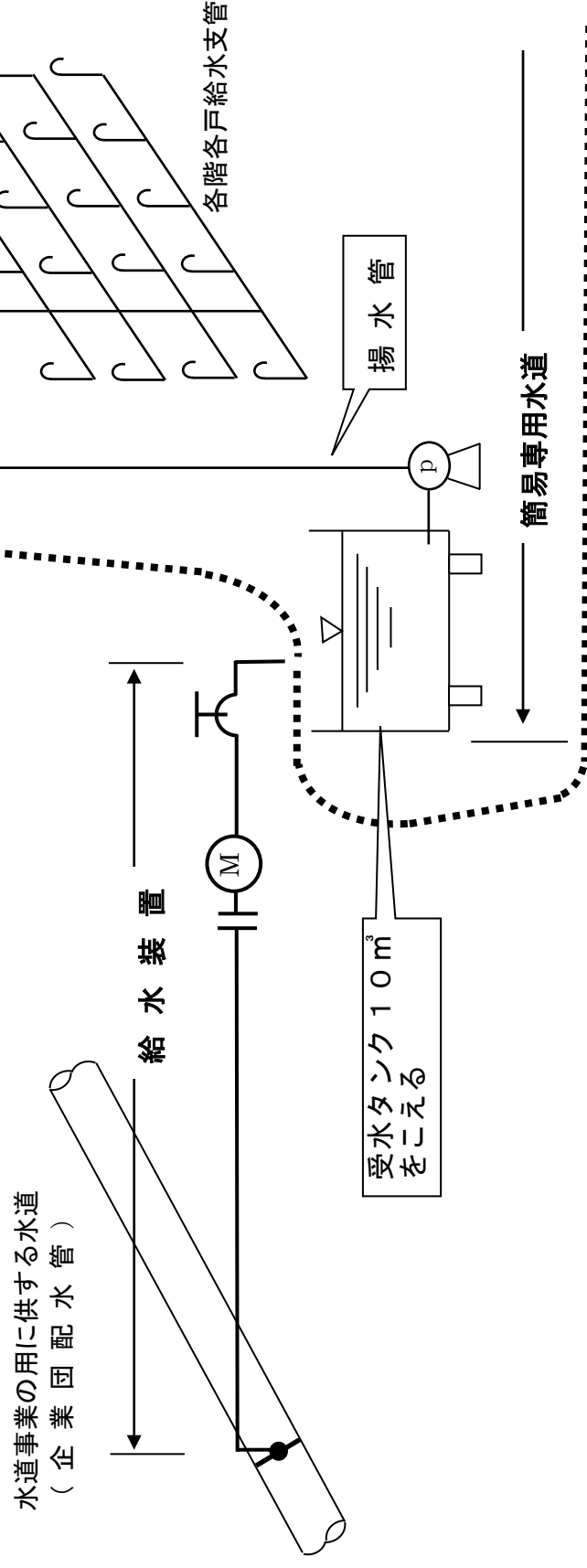
φ25用メータユニット



2 水質責任分界点

水道事業者が管理するのは水道施設であり、この施設に給水装置は含まれないので需要者が管理する。(法第3条第8項) ただし、企業団においては、給水装置のうち公道下に属する施設の維持管理は企業団が代行する。

水質責任分界点は給水栓（給水装置）までとするが、受水槽を有するものについては、受水槽給水口とする。



※ 浄水器や活水器を設置する場合の分界点

給水装置に浄水器や活水器を設置する場合、給水装置内や配水管への逆流事故の防止及び水質管理を十分考慮する。

浄・活水器は一般的にメータ直近に取り付けられるが、水道水中の遊離残留塩素を水道法施行規則に定める基準値（0.1mg/L）以下の濃度まで除去するものがある。この器具を取り付けた場合、家庭内の給水装置全体に塩素の効いていない水が滞留することになり、この中で細菌等が繁殖する恐れがあり衛生上好ましくなくいため、日本水道協会品質認証センターでは、浄・活水器は水栓又は末端給水用具の直近に設置することを条件に承認登録をしている。

水道水の水質は、給水装置の給水栓において水質基準に適合していることが条件であり、水道事業管理者の水質の責任範囲は給水栓までである。（ただし、受水槽以降の水は使用者又は所有者の責任）。しかし、「水質の変化が予想される給水器具から給水される水の水質については、水道事業管理者の責任が免除され得ると考えられる。（水道法逐条解説）」ので、企業団の水質の責任分界点は、浄・活水器の上流側までとする。

